

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………一
- 令和五年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………一

告示(公)

- 駐車監視員資格者講習の実施……………二

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一案件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………(東京都収用委員会)……………四

正誤

- 令和五年三月十七日付交通局規程第七号……………六
- 令和五年三月十七日付交通局規程第三十一号……………六
- 令和五年三月三十一日付東京都規則第八十四号……………六

告示

●東京都告示第六百八十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区王子一丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

●東京都告示第六百八十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第一百一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区港南三丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合しなかった特定有害物質の種類 ベンゼン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

●東京都告示第六百八十三号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和五年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 講習会の主催者の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階
- 二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理美容師

- ア 令和五年十一月十三日から同月十五日まで
東京ファッショントウンビル
江東区有明三丁目六番十一号
- イ 令和六年三月十一日から同月十三日まで

東京ファッショントウンビル
江東区有明三丁目六番十一号
(一) 管理美容師

ア 令和五年十月三十日から同年十一月一日まで
東京ファッショントウンビル
江東区有明三丁目六番十一号

イ 令和五年十一月十三日から同月十五日まで
東京ファッショントウンビル
江東区有明三丁目六番十一号

ウ 令和六年二月十九日から同月二十一日まで
東京ファッショントウンビル
江東区有明三丁目六番十一号

エ 令和六年三月十一日から同月十三日まで
東京ファッショントウンビル
江東区有明三丁目六番十一号

三 受講料
二万円

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第182号

確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第8条の規定により、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、同規則第6条の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月29日

東京都公安委員会
委員長 山口 徹
記

1 講習の実施日時

講習 令和5年8月28日（月曜日）及び同月29日（火曜日）の2日間

午前9時30分から午後5時40分まで
考查 令和5年9月4日（月曜日）
午前10時から午前11時まで

2 講習の実施場所

東京ビッツサイト 会議棟6階会議室
江東区有明三丁目11番1号

3 講習予定人員

400名（予定人員になり次第締め切る。）

4 申込手続

(1) 受付期間
令和5年7月10日（月曜日）から同月28日（金曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで
(3) 受付場所
都内各警察署交通課

(4) 申込書類

駐車監視員資格者講習申込書 1通（駐車監視員資格者講習受講申込書は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く日の午前8時30分から午後4時30分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。）

(5) 受講手数料

20,000円（申込時に、警察署会計係又は会計厚生係において納入すること。）

5 問合せ先

警視庁放置駐車対策センター企画運用係
電話 03(3581) 4321 内線 7870-5123

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
ついで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年五月二十九日

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
- 二 店舗所在地 ビバホーム板橋前野店
- 三 設置者名 板橋区前野町三丁目三十七番十八号
- 四 設置者住所 大内新興化学工業株式会社
中央区日本橋小舟町七番四号

<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビバホーム</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 アークランズ株式会社</p> <p>七 変更日 令和四年九月一日</p> <p>八 届出日 令和五年五月八日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和五年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ウエルシアホールディングス株式会社ほか二名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ファミリーマートほか一名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ファミリーマートほか一名</p> <p>八 届出日 令和五年五月八日</p> <p>九 縦覧場所 豊島区東池袋三丁目一番一号(株式会社ファミリーマート)ほか</p> <p>十 縦覧期間 港区芝浦三丁目一番二十一号(株式会社ファミリーマート)ほか</p> <p>十一 縦覧時間 令和五年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビバホームほか十五名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 アークランズ株式会社ほか十三名</p> <p>七 変更日 令和五年一月十六日ほか</p> <p>八 届出日 令和五年五月八日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和五年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 グランパーク</p> <p>二 店舗所在地 港区芝浦三丁目四番一号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名</p> <p>六 変更前の設置者名 日通商事株式会社</p> <p>七 変更後の設置者名 NX商事株式会社</p> <p>八 変更前の設置者の代表者名 常陰 均(三井住友信託銀行株式会社)ほか</p> <p>九 変更後の設置者の代表者名 大山 一也(三井住友信託銀行株式会社)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者 イオンマーケット株式会社ほか二</p>	<p>一 店舗名 豊洲ショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 江東区豊洲三丁目四番八号</p> <p>三 設置者名 アークランズ株式会社</p> <p>四 設置者住所 新潟県三条市上須頃四百四十五番</p>
<p>十一 縦覧時間 令和四年六月二十三日ほか</p> <p>十二 変更日 令和五年四月五日</p> <p>十三 届出日 令和五年五月八日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和五年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 変更後の小売業者の代表者名 細見 研介(株式会社ファミリーマート)</p> <p>十七 変更日 令和四年六月二十三日ほか</p> <p>十八 届出日 令和五年四月五日</p> <p>十九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>二十 縦覧期間 令和五年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 豊洲ショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 江東区豊洲三丁目四番八号</p> <p>三 設置者名 アークランズ株式会社</p> <p>四 設置者住所 新潟県三条市上須頃四百四十五番</p>	<p>一 店舗名 豊洲ショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 江東区豊洲三丁目四番八号</p> <p>三 設置者名 アークランズ株式会社</p> <p>四 設置者住所 新潟県三条市上須頃四百四十五番</p>	<p>一 店舗名 豊洲ショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 江東区豊洲三丁目四番八号</p> <p>三 設置者名 アークランズ株式会社</p> <p>四 設置者住所 新潟県三条市上須頃四百四十五番</p>	<p>一 店舗名 豊洲ショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 江東区豊洲三丁目四番八号</p> <p>三 設置者名 アークランズ株式会社</p> <p>四 設置者住所 新潟県三条市上須頃四百四十五番</p>
<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月二十九日から四月以内に東京都産業</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について</p>

労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。

令和五年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 グランパーク
- 二 店舗所在地 港区芝浦三丁目四番一号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか
- 五 変更を行う小売業者の氏名又は名称 ウエルシアホールディングス株式会社ほか
- 六 変更前の開店時刻 午前七時ほか
- 七 変更後の開店時刻 午前七時ほか
- 八 変更前の閉店時刻 午後十時ほか
- 九 変更後の閉店時刻 午後十一時ほか
- 十 変更前の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯 午前六時三十分から午後十時三十分まで
- 十一 変更後の来客が
駐車場を利用す
ることができる
時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分まで
- 十二 変更日 令和五年五月三十一日
- 十三 届出日 令和五年五月十日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和五年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を

除く。
十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和5年5月29日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の2
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和5年5月18日

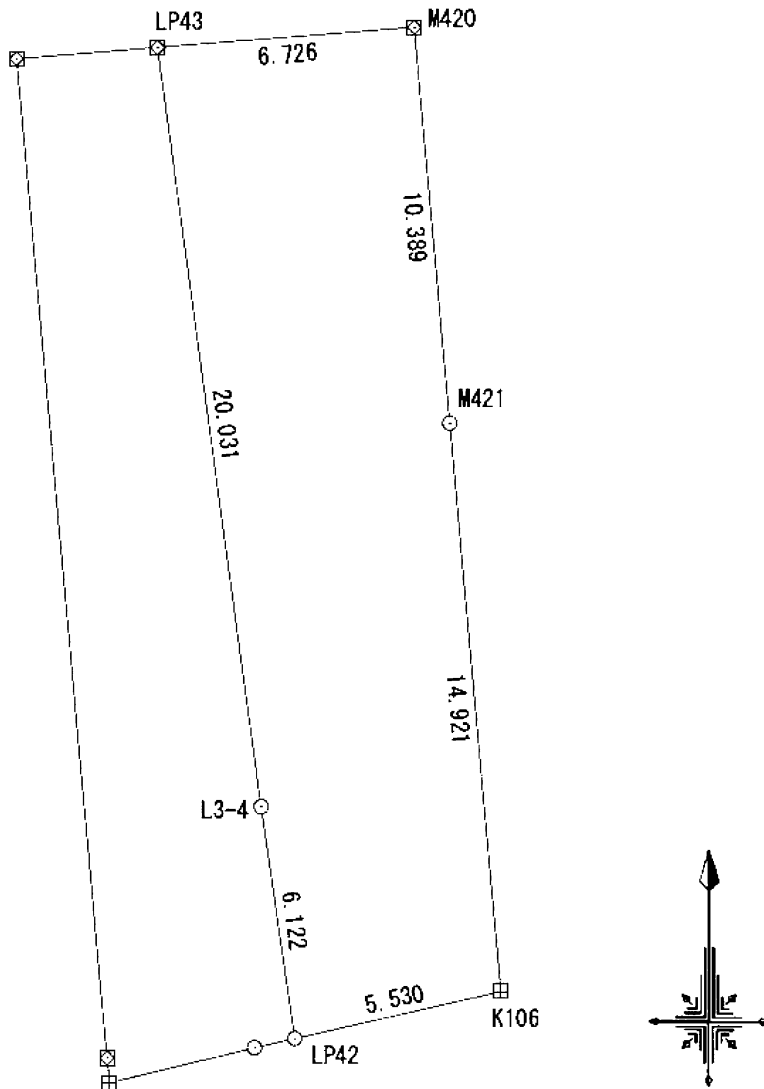
別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類		
東京都練馬区上石神井四丁目	471番5	宅地	m ² 271.03	m ² 271.69	m ² 157.68	山口健藏	東京都杉並区上井草三丁目4番27号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
 東京都練馬区上石神井四丁目 471 番 5 のうち
 157.68 平方メートル



単位：メートル

NO	Xn	Yn	Xn · (Yn+1 - Yn-1)	辺 長	備 考
LP42	-30258.319	-21938.572	-189689.401811	5.530	刻印
K106	-30257.091	-21933.180	-122722.761096	14.921	民コンクリート杭
M421	-30242.229	-21934.516	68528.890914	10.389	刻印
M420	-30231.881	-21935.446	230850.643316	6.726	民金属標
LP43	-30232.412	-21942.152	121020.345236	20.031	民金属標
L3-4	-30252.260	-21939.449	-108303.090800	6.122	計算点
合 計			-315.374241		
合 計 面 積			157.6871205		
地 積			157.68	m ²	

正 誤

○令和五年三月十七日付交通局規程第七号

ページ一段一行	誤	正
増刊10	後から	
二下	一	一七〇円
三上	一	一八〇円
		百七十円
		百八十円

○令和五年三月十七日付交通局規程第三十一号

増刊12十九ページ上段中「經由」に、「羽沢横浜国大」を「羽沢横浜国大駅」に訂正する。
二十ページ中

訂正する。	訂正する。	訂正する。	訂正する。	訂正する。	訂正する。
大江戸線 都庁前駅、清澄白河駅、都庁前駅	大江戸線 都庁前駅、清澄白河駅、都庁前駅	大江戸線 都庁前駅、清澄白河駅、都庁前駅	大江戸線 都庁前駅、清澄白河駅、都庁前駅	大江戸線 都庁前駅、清澄白河駅、都庁前駅	大江戸線 都庁前駅、清澄白河駅、都庁前駅
代々木・森下間(内) 都庁前・清澄白河	代々木・森下間(内) 都庁前・清澄白河	代々木・森下間(内) 都庁前・清澄白河	代々木・森下間(内) 都庁前・清澄白河	代々木・森下間(内) 都庁前・清澄白河	代々木・森下間(内) 都庁前・清澄白河
新宿駅	新宿駅	新宿駅	新宿駅	新宿駅	新宿駅
山手線・東海道線	山手線・東海道線	山手線・東海道線	山手線・東海道線	山手線・東海道線	山手線・東海道線
		羽沢横浜国大駅		羽沢横浜国大駅	
に	を	に	を	に	を

○令和五年三月三十一日付東京都規則第八十四号

ページ一段一行	誤	正
増刊33	下	
	六	平成五年三月三十一日
		令和五年三月三十一日

発行所 東京都文京区白山一丁目十三番七号 印刷所 勝美印刷株式会社
 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001
 定価 三〇円
 本号 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

